

設 計	令和8年4月	工 期	着工命令の日から8か月以内
-----	--------	-----	---------------

工 事 設 計 書

工事場所 京都市伏見区向島丸町4番地7ほか

工事名 京都市向島市営住宅修繕工事

ただし、8街区1号棟ほか17棟照明設備LED化改修工事

	設 計 金 額
工 事 費	円
工 事 価 格	円
消費税及び 地方消費税 相当額	円

建設リサイクル法	
<input checked="" type="checkbox"/> 適用	<input type="checkbox"/> 適用外

積算基準	
<input type="checkbox"/> 土木積算基準	<input checked="" type="checkbox"/> 建築・設備積算基準

計 画 概 要

本工事は、「京都市向島市営住宅修繕工事 ただし、8街区1号棟ほか17棟照明設備LED化改修工事」である。

1 工事概要

本工事は、照明器具の経年劣化及び消費電力量低減のため、共用部の廊下灯及び階段灯の照明器具をLEDの新規器具に取替るものである。

2 一般事項

(1) 工事は、原則として監督員の指示する日の午前8時30分から午後5時30分までの間に行うものとする。(音の出る作業は午前9時から午後5時)

(2) 工事着手前には、既存設備の十分な調査及び調整等を行い、入居者から当該工事等に係る問合せがあった場合には、適切な対応を行うものとする。

(3) 本工事にて取替える既設部品類は、機器から取外した後、適切に廃棄処分を行うものとする。

3 その他

(1) 工事の施工に係る詳細条件等は、監督員との協議によるものとする。

(2) 工事施工現場及びその付近において、入居者及び通行人の安全確保に十分留意すること。

(3) 施工箇所付近に入居者の所有物が置いてある場合は、入居者の了承を得ずに動かさないこと。

参考資料

数量書

工事場所 京都市伏見区向島丸町4番地7ほか

工事名称 京都市向島市営住宅修繕工事

ただし、8街区1号棟ほか17棟照明設備LED化改修工事

本資料は、工事請負契約書第1条に定める設計図書（図面及び仕様書等

ではなく、参考資料（参考数量）として提供するものです。

入札告示により「設計図書に関する質問」が可能である場合を含め、

本資料に関する質問には、回答いたしません。